

目 次

1. 趣旨	p 1
2. 「環境保全計画書・環境保全報告書」の作成手順	
2-1 事前準備	p 2
(参考：環境管理体制の整備等に係る指針)	
2-2 環境保全計画書の作成手順	p 4
(1) 環境保全活動の分野別計画作成	
(2) 環境保全計画書の構成例	
①環境保全に関する基本方針（基本理念）	
②環境保全に関する組織の現況	
③重点取組目標・計画	
④公害防止対策に係る計画	
⑤地球温暖化対策に係る計画	
⑥公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画	
2-3 環境保全報告書の作成手順	p 23
(1) 環境保全報告書の構成例	
①当該年度の重点取り組み目標・計画の実施状況報告	
②公害防止対策に係る報告	
③地球温暖化対策に係る報告	
④公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る報告	
2-4 報告の方法	p 34

巻末 参考資料

◆環境保全協定締結者等変更届（様式1）	p 35
◆環境保全協定に関するご担当者情報の連絡票（様式2）	p 36

1. 趣旨

環境保全協定は、神戸市民の環境をまもる条例(平成6年3月条例第52号)第40条の規定に基づき、事業活動にともなう環境への負荷の低減、その他健全で快適な環境の確保のために、事業者が行う自主的な活動を当該事業者と協働して促進するため、市長と指定事業所(規則で定める事業所)に係る事業者との間で、指定事業所において行う健全で快適な環境の確保のための活動について協定を締結するものです。

この指針は、上記の環境保全協定の規定に基づき、事業者が市に報告する環境保全計画書及び環境保全報告書の作成方法を示したものです。また、この指針は、下記事項〔1〕に係る指針および〔2〕の報告手順を満たす内容が盛り込まれています。

なお、当該事業所の事業内容や施設等を考慮し、該当しない内容については省略していただいて結構です。

(例) オフィスビルにおける公害防止対策

〔1〕 環境保全協定に基づき締結している覚書には、次の事項について「市の定める指針を参考に実施すること（または、努めること）」を定めています。

- ①事業者の実施する公害防止対策
- ②事業者の実施する地球温暖化対策
- ③事業者の実施する公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動

〔2〕 さらに、同覚書には、事業者は次の事項を市に報告することを定めています。

- ①環境保全計画の内容(以下、「環境保全計画書」という)
- ②環境保全計画の実施状況(以下、「環境保全報告書」という)
- ③事業場等の名称、所在地等が変更になった場合、その内容
- ④環境保全計画書に定める目標の内容、目標の達成状況並びに方針等を見直した場合において、市と協議のうえ、必要があると認めるもの

なお、神戸市は2020年12月に「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指す」ことを宣言し、2023年3月に「神戸市地球温暖化防止実行計画」を改定しております。今後、事業者はこの計画を踏まえて、地球温暖化対策に積極的に取り組んでください。

2. 「環境保全計画書・環境保全報告書」の作成手順

2-1 事前準備

環境保全協定に基づき環境保全計画書を初めて作成する場合、事前に下記の「環境管理体制の整備等に係る指針」を参考に環境管理体制を整備してください。特に事業活動の環境等への負荷の把握については、事業者が環境保全計画を策定する際に必要ですので、可能な範囲で実施してください。

【環境管理体制の整備等に係る指針】

本指針は、事業者が効果的に環境保全活動を実施し、環境に調和した経営活動を実現するため、環境管理体制の整備を行う際に参考となる指針です。

事業者は、下表の項目により環境管理体制を整備してください。なお、環境マネジメントシステムや ISO14001 の認証事業者等においては、その環境方針・環境管理体制等を準用してください。

項 目	内 容
1. 環境保全に関する基本方針(基本理念)の設定	○環境保全に関する基本方針(基本理念)であり、実際に環境管理を進めるうえで基本となるものである。 ○次の要素が考慮されていることが望ましい。 ・環境保全活動の基本姿勢が示されていること。 ・環境保全活動の継続的向上について触れられていること。 ・自主的な取組み、社会的貢献の視点が含まれていること。 ○定めた基本方針は、事業所内に周知すること。
2. 組織及び管理規程の整備	〔組織の整備〕 ○環境管理を担当する部署を設置すること。 ○各部署を横断的に構成する委員会を設置し、環境保全計画を管理することが望ましい。その場合、各部署の責任及び権限を明確化し、互いに連絡を密にすること。 〔管理規程の整備〕 ○環境保全計画の策定、実施状況等の確認、その評価及び見直しなど、環境管理の実施手順等に関する規程を整備する。 ○排水処理に関する規程など、事業所での具体的な環境管理に関する規程を整備する。
3. 事業活動の環境への負荷の把握	○事業活動が及ぼす環境への負荷を可能な範囲で検討する。これは、目標の設定、環境保全計画書の策定等にあたって、取組項目、優先順位、活動内容などを決定するための基礎情報の収集である。 ○ライフサイクルアセスメント(LCA: 原材料の採取等を含む設計、製造、輸送、使用及び廃棄の製品の一生涯における環境への影響を評価する)の概念を導入して、環境負荷の把握をすること。 ○事業所が購入し使用する物品や原材料、エネルギー量などについても把握すること。 ○適用される法令等を確認すること。

項 目	内 容
4. 環境保全計画の策定	○目標達成に必要な対策・活動内容及びスケジュール等からなる環境保全計画を策定する。 (留意点) ・環境保全計画は事業所内に周知すること。 ・必要により短期、長期等の期間別に設定すること。
5. 環境保全計画の実施状況等の確認	○環境管理体制、環境保全計画の実施状況の確認等を行う。 (内 容) ・環境保全計画の実施状況の確認。(目標の達成状況等) ・環境管理に関する社内規定への適合状況の確認。 ○測定 有害物質等の排出量または濃度の測定。
6. 評価・見直し	○環境保全計画の評価・見直し。 ○環境保全計画の実施状況等の確認結果、周辺状況の変化等を把握したうえで、方針、目標等の評価・見直し。

2-2 環境保全計画書の作成手順

(1) 環境保全活動の分野別計画作成

この指針では、環境保全活動を「公害防止対策」、「地球温暖化対策」と「公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動」の三つの分野に区分して作成します。

(2) 環境保全計画書の構成例

環境保全計画書の構成について下記に例示します。

なお、公害防止対策の不要な事業所（例：テナントビル等）については「公害防止対策に係る計画」を作成する必要はありません。

環境保全計画書の構成例

1. 環境保全に関する基本方針(基本理念)
2. 環境保全に関する組織の現況
3. 当該年度の重点取組目標・計画（目標や計画を立てている場合）
4. 各種対策に係る計画
 - (1) 公害防止対策(該当事業所のみ)
 - ア. 前年度の環境への負荷量（各項目ごとの測定値）
 - イ. 公害防止対策に関する目標及び管理目標値
 - ウ. 目標達成のために講ずる措置・対策
 - エ. 公害防止対策に係る調査・測定計画
 - (2) 地球温暖化対策
 - ア. 前年度の電気・ガス等の燃料使用量及び二酸化炭素排出量（その他温室効果ガスを排出している場合はその排出量）
 - イ. 当該年度の二酸化炭素排出削減目標（その他温室効果ガスが発生している場合はその排出削減目標）
 - ウ. 二酸化炭素の将来削減目標値（2030年度）（その他温室効果ガスが発生している場合はその将来削減目標値）
 - エ. 目標達成のために講ずる措置・対策
 - (3) 公害防止対策、地球温暖化防止対策以外の環境保全に係る計画
 - ア. 長期(複数年次)計画
 - イ. 年度別計画

①環境保全に関する基本方針(基本理念)

社または事業所における環境保全に関する基本方針(基本理念)について記載してください。

【記載例】

【基本理念】

私ども〇〇〇〇株式会社は、「地域社会に貢献する」という企業理念の下、製品の生産、使用、廃棄・リサイクルまで、製品のライフサイクル全体での脱炭素実現に向けて、原料の調達段階から環境への配慮に努めていきます。

- 1 事業活動を通じて、環境負荷を最小限にするよう努め、環境の保全に取り組みます。
 - ①省エネルギー、省資源に努めます。
 - ②廃棄物の削減と再資源化に努めます。
 - ③グリーン購入を積極的に推進します。
- 2 地域の方々との植樹、清掃活動など環境保全活動に取り組みます。
- 3 環境保全に関する法令を遵守します。
- 4 この方針を全従業員に周知徹底するとともに広く公開し、適切な情報提供に努めます。

②環境保全に関する組織の現況

環境管理に関する社内及び事業所内の組織体制について記載してください。

【記載例】

当社における環境管理体制は図1のとおりである。また、〇〇事業所における環境管理体制は図2のとおりである。

図1 株式会社〇〇〇〇環境管理体制

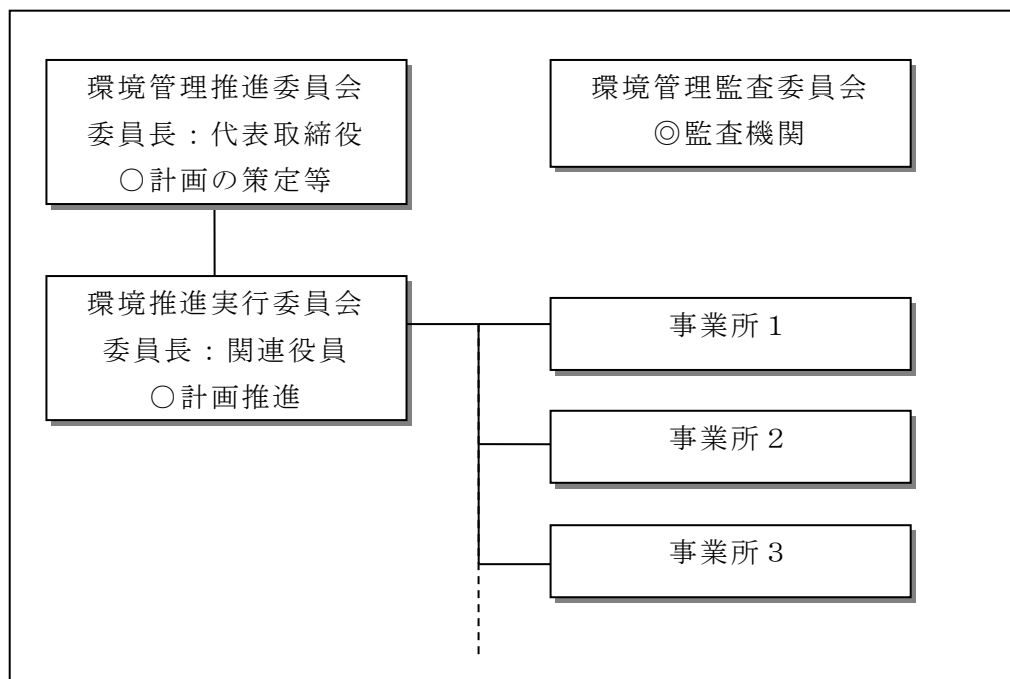
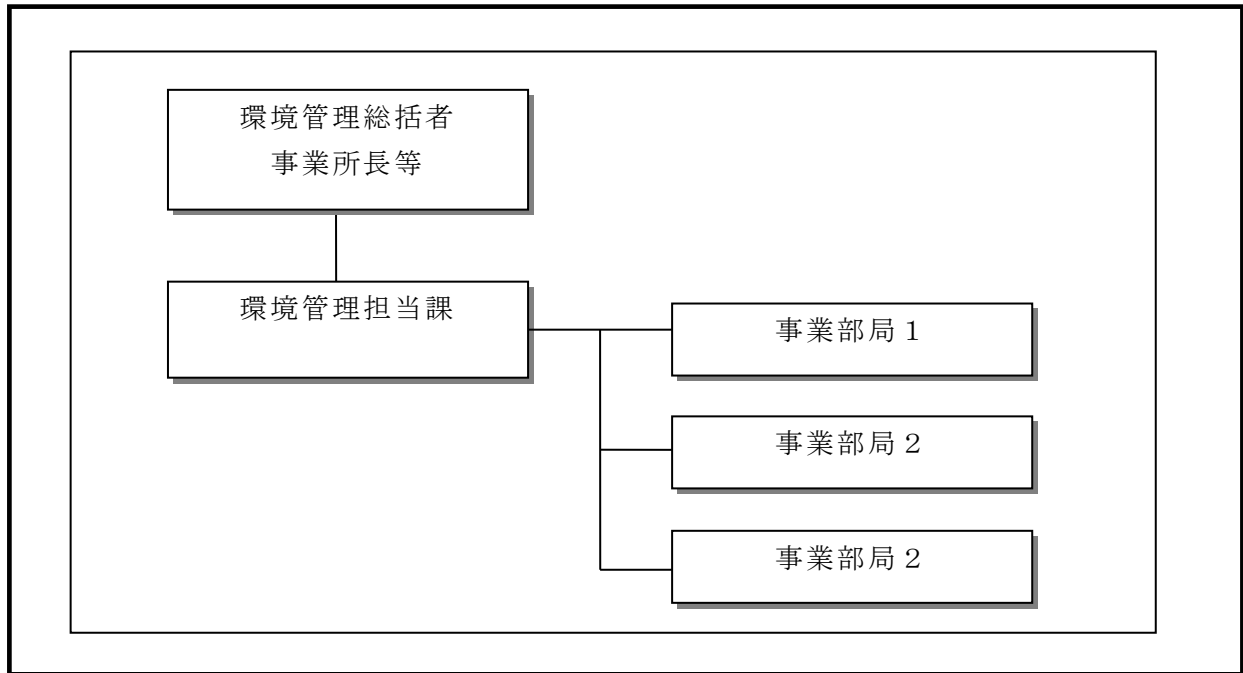


図 2 ○○事業所環境管理体制



③重点取組目標・計画

年度ごとに、重点的に取り組む環境保全活動の目標や計画を定めている場合、特記してください。事業者独自（全社単位、個別事業所単位、企業グループ単位いずれのものでも構いません。）で作成されている印刷物等の該当部分を添付していただいても結構です。

【例示（今年度の重点取組計画の項目）】

- ◆カーボンニュートラルの推進
- ◆工場廃棄物再資源化 100%の継続維持
- ◆プラスチックに係る資源循環等の推進
- ◆環境管理システムの充実
- ◆脱炭素経営の推進

【記載例】

【〇〇年度の重点目標・計画】

当社では事業活動の環境負荷低減を目指し、〇〇年度、以下の重点課題に取り組んでいきます。

●カーボンニュートラルの推進

◆省エネルギー化の推進

＜目標＞燃料、電力の使用量を 2013 年度比で、〇〇年度中に〇%削減します。

＜取り組み内容＞

- ・「コージェネレーションシステム」などエネルギー効率の良い設備の導入
- ・「燃料電池」の導入拡大
- ・「熱クローズドシステム」の導入促進
- ・エネルギーマネジメントシステム（EMS）を導入

◆温室効果ガスの抑制

＜目標＞生産における CO₂ 排出量を 2013 年度比で、〇〇年度中に〇%削減します。

＜取り組み内容＞

- ・ノンフロン化工場の拡大
- ・液体燃料から気体燃料への転換の推進

◆再生可能エネルギー導入の推進

＜目標＞電力の使用量のうち〇%を再生可能エネルギー由来にします。

＜取り組み内容＞

- ・事業地内に太陽光発電設備を設置
- ・グリーン電力の購入

◆社用車のクリーンエネルギー化の推進

＜目標＞社用車 20 台のうち〇台をクリーンエネルギー自動車に転換します。

●工場廃棄物再資源化 100%の継続維持

●プラスチックに係る資源循環等の推進

＜目標＞プラスチックの使用量を 2013 年度比で、〇〇年度中に〇%削減します。

＜取り組み内容＞

- ・代替素材への転換
- ・使用量の削減
- ・リユース及びリサイクルの推進

●環境管理システムの充実

＜目標＞環境マネジメントシステムを〇〇年度中に取得します

●脱炭素経営の推進

＜目標＞国際的な認証等である〇〇を〇〇年度中に取得します

＜取り組み内容＞

- ・SBT（科学的な排出削減の中長期目標）認定を取得
- ・RE100（事業に必要な電力を 100%再エネ化することを目指す）に加盟
- ・TCFD（気候変動に関する財務情報の積極的な開示）への賛同を表明

④公害防止対策に係る計画

公害防止対策に係る計画を策定するにあたって、まず、当該事業所に適用される関係法令等の規制内容を整理し、事業活動による環境負荷の実態を把握してください。

そのうえで、当該事業所に必要な「ア．公害防止対策の目標及び管理目標値」、「イ．目標達成のために講ずる措置・対策」及び目標値達成状況の確認手段としての「ウ．公害防止対策に係る調査・測定計画」を策定し、環境保全計画書に記載してください。

なお、各事業所の事業活動の特色を考慮し、事業者自らが当該事業所の事業内容・施設・規模等を考慮した計画を作成してください。

○本指針上の公害防止対策の定義

この指針でいう公害防止対策とは、公害を防止するために事業者が講じる対策をいい、具体的には、公害防止に係る法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、下水道法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）等の規定を根拠に事業者が実施する対策はもとより、公害防止に係る法令の趣旨と適合するものであれば、法令上の未規制物質や規制対象外施設において事業者が自主的に講ずる対策であっても、公害防止対策の一環として取り扱うこととします。

【留意事項】

A. 目標及び管理目標値の設定

1. 目標及び管理目標値は、排出基準が設定されている項目について、すべて記載してください。
2. 管理目標値は、関係法令で当該事業所に適用される排出量（排出濃度）の許容限度値（以下、法令基準値という。）以下であれば設定は任意であり、事業者の判断で設定するものです。しかし、法令基準値より厳しい管理目標値を設定しても技術的に支障が無い場合、環境負荷をより低減するという観点から、これらの実情を十分考慮して管理目標値を設定してください。特に公害防止協定に基づき法令基準値より厳しい協定値で運用していた実績がある場合には、十分に配慮してください。
3. 施設名称は、法令に基づく届出等に用いた施設名称に統一してください。

B. 調査・測定計画

1. 調査・測定計画は、法令で調査や測定が義務付けられている場合、少なくともその法令に適合する計画を策定してください。また、使用又は発生する物質によって測定項目を適切に判断してください（排出基準が設定されているすべての項目について、必ずしも定期的に測定を実施する必要はありません）。
2. 法令による実施義務がない調査・測定や法令義務を上回る内容の調査・測定については、事業者は計画を任意で策定することができます。ただし、法令等で基準が設定されていない項目（いわゆる要監視項目など）についても、使用・発生の実態がある場合は、管理目標値の設定と定期測定の実施に努めてください。
3. 調査・測定計画には、測定箇所等の位置図を添付してください。
4. 神戸市がテレメータシステムによる集中常時監視している事業所の場合、調査・測

定計画にテレメータ送信データの特定施設名と項目を併記（記載例別表4の2）してください。

【記載例】

ア. 目標及び管理目標値

	目 標
大気汚染防止対策	◆「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。◆別表1に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値を遵守する。 ◆大気汚染防止法に規定するばい煙(いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物等)、粉じん、有害大気汚染物質(未規制物質を含む。別添リスト参照。)、揮発性有機化合物(VOC)等の年間総排出量を把握し、前年度の排出量より削減するように努める(別表1の2)。
水質汚濁防止対策	◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。 ◆別表2に記載する排出水の水質に係る管理目標値及び別表3に記載する汚濁負荷量の総量規制に係る管理目標値を遵守する。 ◆排出規制がない有害物質について、可能な限り使用量及び排出量を把握し、排出削減に努める。 ◆有害物質等による地下水汚染の未然防止及び拡散防止に努める。
騒音防止対策	◆「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。(法令より厳しい基準を目標値に定める場合は、目標値を記載すること)
振動防止対策	◆「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。(法令より厳しい基準を目標値に定める場合は、目標値を記載すること)
悪臭防止対策	◆「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。(法令より厳しい基準を目標値に定める場合は、目標値を記載すること)
土壌汚染対策	◆「土壌汚染対策法」及び「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」等の法令の規定を遵守する。 ◆特定有害物質等による土壌汚染の未然防止・拡散防止に努める。 ◆汚染土壌を搬出する場合は適正処理に努める。
産業廃棄物対策	◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。 ◆廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。

別表 1 ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名	排出口最大許容濃度目標値(下段括弧内の記載は目標値の根拠等)							
	大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目					その他有害大気汚染物質(目標値を設定する項目のみ記載)		
	硫黄酸化物 [m ³ N/h]	ばいじん [mg/m ³ N]	有害物質(法令基準が適用される項目または目標値を設定する項目のみ記載)		塩化水素 [mg/m ³ N]	窒素酸化物 [ppm]	**** [mg/m ³ N]	
第1ボイラー	15 (法令基準値の40%値)	180 (法令基準値)				190 (法令基準値)	50	
第2ボイラー	10 (法令基準値の40%値)	100 (法令基準値)				250 (法令基準値)	50	
加熱炉	10 (法令基準値の40%値)	250 (法令基準値)				100 (法令基準値の80%値)	50	
乾燥炉	5 (法令基準値の40%値)	150 (法令基準値)				130 (法令基準値の80%値)	50	
廃棄物焼却炉	30 (法令基準値の80%値)	150 (法令基準値)			350 (法令基準値の50%値)	200 (法令基準値の80%値)	80	

別表 1 の 2 事業所全体としての大気汚染物質の年間総排出量に係る目標値(記載例)

項 目	前年度実績	今年度目標値	前年度比
硫黄酸化物	42 トン/年	40 トン/年 以下	5 % 減
ばいじん	7.7 トン/年	7 トン/年 以下	9 % 減
窒素酸化物	75 トン/年	72 トン/年 以下	4 % 減

別表 2 排出水に係る水質管理目標値

項 目			管理目標値 [mg/ℓ]	備 考	
				目標値の根拠 (法令等基準値との 関係等)	定期測定の実施
法令排水基準 設定項目 (有害物質項目)	1	カドミウム及びその化合物	0.1 以下 (カドミウム換算)	一律排水基準値	○
	2	シアン化合物	1 以下 (シアン換算)	一律排水基準値	○
	3	有機燐化合物(注)	1 以下	一律排水基準値	
	4	鉛及びその化合物	0.1 以下 (鉛換算)	一律排水基準値	○
	5	六価クロム化合物	0.5 以下 (六価クロム換算)	一律排水基準値	○
	6	砒素及びその化合物	0.1 以下 (砒素換算)	一律排水基準値	
	7	総水銀(水銀及びアルキル 水銀その他の水銀化合物)	0.005 以下 (水銀換算)	一律排水基準値	
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと(注)	一律排水基準値	
	9	PCB	0.003 以下	一律排水基準値	
	10	トリクロロエチレン	0.3 以下	一律排水基準値	
	11	テトラクロロエチレン	0.1 以下	一律排水基準値	○
	12	ジクロロメタン	0.2 以下	一律排水基準値	○
	23	ベンゼン	0.1 以下	一律排水基準値	//////////
	24	セレン及びその化合物	0.1 以下	一律排水基準値	
法令排水基準 設定項目 (生活環境項目)	25	水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 9.0 以下	一律排水基準範囲値	○
	26	生物化学的酸素要求量 (BOD)	設定せず	法令基準適用無し	
	27	化学的酸素要求量 (COD)	最 大	16 以下	一律排水基準 値の 10%値
			日間平均	12 以下	一律排水基準 値の 10%値
	28	浮遊物質 (SS)	最 大	200 以下	一律排水基準 値
			日間平均	150 以下	一律排水基準 値
	37	弗素含有量	15 以下	一律排水基準値	//////////
	38	大腸菌群数	日間平均	3000 以下	一律排水基準 値
	39	窒素含有量	最 大	100 以下	一律排水基準 値の 80%値
			日間平均	30 以下	兵庫県削減指導要領に 定める水質管理値
法令排水基準 (未設定項目)	40	燐含有量	最 大	10 以下	一律排水基準値の 60% 値
			日間平均	5 以下	兵庫県削減指導要領に 定める水質管理値
	41	クロロホルム	0.06 以下	法令基準適用無し	○
	42	トルエン	0.6 以下	法令基準適用無し	○

(注) 県が定める排水基準値等、法令等基準値は別途確認ください。

別表 3 汚濁負荷量の総量規制に係る目標値

項 目	排水系統名	管理 目標値 [mg/ℓ]	最大 排水量 [m³/日]	管理 目標値 [kg/日]	管理目標値の根拠 (法令等基準値 との関係等)
化学的 酸素要求量 (COD)	総合排水処理施設	12	1000	12	水量×別表 2 の 管理目標値
	第 1 浄化槽	12	5	0.06	水量×別表 2 の 管理目標値
	第 2 浄化槽	12	5	0.06	水量×別表 2 の 管理目標値
	洗浄水槽	12	90	1.08	水量×別表 2 の 管理目標値
	事業所全体として		1100	13.2	
窒素含有量	総合排水処理施設	30	1000	30	水量×別表 2 の 管理目標値
	第 1 浄化槽	30	5	0.15	水量×別表 2 の 管理目標値
	第 2 浄化槽	30	5	0.15	水量×別表 2 の 管理目標値
	洗浄水槽	30	90	2.7	水量×別表 2 の 管理目標値
	事業所全体として		1100	33	
リン含有量	総合排水処理施設	5	1000	5	水量×別表 2 の 管理目標値
	第 1 浄化槽	5	5	0.025	水量×別表 2 の 管理目標値
	第 2 浄化槽	5	5	0.025	水量×別表 2 の 管理目標値
	洗浄水槽	5	90	0.45	水量×別表 2 の 管理目標値
	事業所全体として		1100	5.5	

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

○目標達成のために講ずる措置・対策（その１）

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
大 気 汚 染 防 止 対 策	ばい煙(硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等)、粉じん、有害大気汚染物質の年間総排出量の把握と排出量削減	◆排煙脱硫・脱硝等、排ガス処理施設の設置によるばい煙等の削減を行う(具体的内容を記載)。 ◆ばい煙発生施設の設置又は更新をする場合は、低 NOx 仕様の機器を採用する。 ◆燃料を転換する。(具体的内容を記載) ◆工程を見直す。(具体的内容を記載) ◆新たな環境技術を導入する。(具体的内容を記載)
	ばい煙の排出規制の遵守	◆排ガス処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、 別表 4 「排出ガス中のばい煙濃度等測定計画」により、目標値の遵守状況を確認する。この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、その旨を関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。
	その他	◆事故等の発生の未然防止に努めるとともに、事故等が生じた際には適切な措置を講ずる。
水 質 汚 濁 防 止 対 策	(公共用水域に排出する場合)	
	排出水の水質管理及び汚濁負荷の総量管理	◆排水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、「排出水の汚染状態測定計画(別表 5)」及び「排出水の汚濁負荷量(COD・窒素・リン)の測定計画(別表 6)」により、目標値の遵守状況を確認する。 この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、不適合内容について関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。 ◆高度排水処理施設を導入する(今年度下半期)
	(公共下水道を使用する場合)	
	公共用水域の環境保全	◆下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を行う。また、各種報告は関係法令の規定に基づき実施する。

○目標達成のために講ずる措置・対策(その2)

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
水質汚濁防止対策	(有害物質(*))を使用している場合)	
	地下水汚染の未然防止	◆有害物質等が地下浸透することにより、地下水汚染を生じることのないよう施設の維持管理を行う。また、必要に応じて、地下水の有害物質等についてモニタリング及び市への報告を行う。(具体的なモニタリング計画を策定している場合にはこれを記載する。)
騒音防止対策	法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認に必要な測定・監視体制を定め、測定・監視を行う。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、発生源対策として、防音カバーの設置、吸音材の設置、低騒音型の施設への更新、建物等による対策として、防音壁の設置、扉・窓の防音施工等を実施する。
振動防止対策	法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守に必要な測定・監視体制を定め、測定・監視を行う。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、発生源対策として、弾性支持、防震材料の採用等を実施する。
悪臭防止対策	法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守に必要な測定・監視体制を定め、測定・監視を行う。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、吸着・燃焼等の脱臭装置の設置、建屋又は悪臭発生工程の密閉化、製造工程の改善等を行う。
土壌汚染対策	(特定有害物質(**))を使用している場合)	
	土壌汚染の未然防止	◆特定有害物質等が地下浸透することにより、土壌汚染を生じることのないよう施設の維持管理を行う。また、必要に応じ、土壌中の特定有害物質等についてモニタリング及び市への報告を行う。(具体的なモニタリング計画を策定している場合にはこれを記載する。)
産業廃棄物対策	法令等の規制を遵守	◆法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。
	廃棄物の発生抑制・再利用	◆産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に関する処理計画を策定し、必要に応じ市へ報告を行う。 ◆工程の見直しを行い、廃棄物の発生抑制・再利用を積極的に実施する。 ◆他の事業所(者)との連携を含め、ゼロエミッション構想の実現に向けた調査・研究を推進する。

(*)有害物質とは、水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する物質。

(**)特定有害物質とは、土壌汚染対策法第2条第1項に規定する物質。

別表 4 排出ガス中のばい煙濃度等測定計画

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
1	硫黄酸化物の濃度及び排出量	常時	第 1、第 2 ボイラー加熱炉、廃棄物焼却炉	非分散赤外線法連続測定機	テレメータ (一部)
		1 回/月	同上	JISZ-〇〇〇	
2	窒素酸化物の濃度及び排出量	常時	同上	JISZ-〇〇〇	
3	ばいじんの濃度	1 回/2 月	同上	JISZ-〇〇〇	
4	塩化水素濃度	2 回/年	廃棄物焼却炉	JISZ-〇〇〇	
5	ダイオキシン濃度	1 回/年	同上	環境庁告示第〇〇	

別表 4 の 2 自動連続測定装置のデータを神戸市にオンラインで送信する施設データ項目

施設名	送信データ項目
第 1 号ボイラー	液体燃料量 二酸化硫黄濃度(煙道) 窒素酸化物濃度(煙道)
加熱炉	気体燃料量 二酸化硫黄濃度(煙道) 窒素酸化物濃度(煙道)

別表 5 排出水の汚染状態測定計画

		測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
法令排水基準設定項目 (有害物質項目)	1	カドミウム及びその化合物	2回/年	第2、第3排水口	法令の規定方法 JISZ-〇〇〇	
	2	シアン化合物	2回/年	同上	同上	
	3	鉛及びその化合物	2回/年	同上	同上	
	4	六価クロム化合物	2回/年	同上	同上	
	5	テトラクロロエチレン	12回/年	同上	簡易測定法(××法)	
	6	ジクロロメタン	12回/年	同上	同上	
法令排水基準設定項目 (生活環境項目)	11	水素イオン濃度(pH)	1回/操業日	全排水口(4箇所)	法令の規定方法 JISZ-〇〇〇	
	12	化学的酸素要求量(COD)	1回/週(52回/年)	同上	同上	最大値、日間平均値
			2回/操業日	同上	簡易測定法(××法)	最大値のみ
	13	浮遊物質(SS)	2回/月	同上	法令の規定方法 JISZ-〇〇〇	最大値のみ
	17	窒素含有量	2回/月	同上	同上	最大値のみ
	18	燐含有量	2回/月	同上	同上	最大値、日間平均値
法令未規制項目	19	クロロホルム	12回/年	同上	JISZ-〇〇〇	
	20	トルエン	24回/年	同上	簡易測定法(××法)	

(注) 別表 2 の備考欄において、定期的測定の実施を選択した項目について記載ください。

別表 6 排水水の汚濁負荷量(COD・窒素・磷)の測定計画

項 目	排水系統名	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
化学的 酸素要求量 (COD)	総合排水処理 施設	1 回/稼動日	排水口 1	連続測定器	3 回測定し、 日間平均値を採用
	第 1 浄化槽	1 日/30 日	排水口 2	手分析	3 回測定し、 日間平均値を採用
	第 2 浄化槽	1 日/30 日	排水口 3	手分析	3 回測定し、 日間平均値を採用
	洗浄水槽	1 日/7 日	排水口 4	手分析	3 回測定し、 日間平均値を採用
窒素含有量	総合排水処理 施設	1 回/稼動日	排水口 1	連続測定器	3 回測定し、 日間平均値を採用
	第 1 浄化槽	1 日/30 日	排水口 2	手分析	3 回測定し、 日間平均値を採用
	第 2 浄化槽	1 日/30 日	排水口 3	手分析	3 回測定し、 日間平均値を採用
	洗浄水槽	1 日/7 日	排水口 4	手分析	3 回測定し、 日間平均値を採用
磷含有量	総合排水処理 施設	1 回/稼動日	排水口 1	連続測定器	3 回測定し、 日間平均値を採用
	第 1 浄化槽	1 日/30 日	排水口 2	手分析	3 回測定し、 日間平均値を採用
	第 2 浄化槽	1 日/30 日	排水口 3	手分析	3 回測定し、 日間平均値を採用
	洗浄水槽	1 日/7 日	排水口 4	手分析	3 回測定し、 日間平均値を採用

(注)濃度(mg/ℓ)×排水量(m³/日)÷1000=汚濁負荷量(kg/日)により、目標値の遵守状況を確認する。

⑤地球温暖化対策に係る計画

地球温暖化対策に係る計画を策定するにあたり、まず、各事業所の事業活動により発生する温室効果ガスの排出実態を把握する必要があります。特に、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出実態を把握するため、事業所内の電気・燃料等の使用量については、的確に把握してください。

その上で、当該事業所の「ア．当該年度の二酸化炭素の削減目標値」、「イ．二酸化炭素の将来削減目標値」、「ウ．目標達成のために講ずる措置・対策」を策定し、これらの内容を環境保全計画書に記載してください。

なお、二酸化炭素以外の温室効果ガスが事業活動により発生している場合は、同様に記載してください。

記載にあたっては、当該事業所の事業内容・施設・規模等の特色を考慮した計画を作成してください。

【留意事項】

A. 排出削減目標

温室効果ガスの排出量、経年変化、今後の事業計画、選定した排出抑制措置の内容、当該排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮し、温室効果ガス排出削減目標を物質ごとに設定してください。削減目標量は、当該報告年度及び目標年度について設定し、それぞれ基準年度からの抑制率を算出してください。

目標の設定にあたっては、数値目標を設定してください。その場合、工場等事業場ごとに排出量を設定することが望ましいですが、その排出量の設定が困難な場合等、各事業者の事情に応じて、社全体における排出目標や原単位排出量等での設定でも構いません。ただし、その場合、そのように設定しなければならない理由を詳細に記載してください。

目標年度の設定については、市の温暖化防止実行計画に準じて 2030 年度とすることを勧奨します。

B. CO₂ 排出係数

燃料の単位発熱量や CO₂ 排出係数等は、その年度に供給元に確認した数値や事業者の実測等により把握した数値を用いてください。把握が困難な場合は、以下の WEB ページで環境省が公表している排出係数を用いてください。

「環境省_算定方法・排出係数一覧」 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

C. 取り組んでいく地球温暖化対策

温室効果ガスの排出状況、排出削減措置の現状等を踏まえ、効果的かつ実現可能な排出抑制措置の内容を具体的に定めてください。その際、講じることのできる措置の内容について漏れなく記載してください。

【記載例】

ア. 前年度の電気・燃料等の使用量及び今年度使用予定量

活動の区分	燃料・焼却物等の種類	単位 発熱量 (MJ)	前年度 使用量等	今年度 使用予定量	単位	排出 係数	排出量	
							前年度 (実績)	今年度 (予定)
燃料の使用	原料炭	28.9				0.0867		
	一般炭	26.6			kg	0.0906		
	A重油	39.1	2,250,000	2,200,000	ℓ	0.0693	6,096,668	5,961,186
	B重油	40.4			ℓ	0.0705		
	C重油	41.7			ℓ	0.0716		
	LPG	50.2			kg	0.0598		
	都市ガス	45.0			Nm ³	0.0513		
	その他 (廃棄物等)	42.3			kg	0.0762		
	電気事業者から供給された電気の使用		10,000,000	9,900,000	kWh	0.358	3,580,000	3,544,200
	熱供給事業者から供給された熱の利用				MJ	0.067		
	合計						9,676,668	9,505,386

イ. 基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度及び目標年度の二酸化炭素の排出削減目標（その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。）

温室効果ガス	排出量		削減目標		削減率（％）	
	基準年度 (2013 年度)	前年度	今年度	2030 年度	今年度	2030 年度
二酸化炭素	10,000,000	9,676,668	9,505,386	9,400,000	4.9	6
メタン						
一酸化二窒素						
HFC						
PFC						
六フッ化硫黄						
合計						

ウ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギーの使用の合理化	コージェネレーションシステムの導入（天然ガスコージェネレーション設備を導入）	燃料の使用に伴う CO ₂ 排出量を○年度に比べ、2030 年度に○％削減する。
	二酸化炭素原単位の低いエネルギーの利用（燃料を A 重油から天然ガスへ転換）	購入電力量を○年度比○％削減する。
	室内温度管理の適正化	電力消費量を○年度比○％削減する。(CO ₂ 排出量○％削減)
	不要な照明の消灯	
	エネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入	
製造工程における対策	製造工程における廃熱の利用	燃料消費量を○年度までに○トン削減する
	工程の削減	
特定フロン等使用量の削減	代替物資への転換	全量
	設備更新時、特定フロン非使用設備を導入	全量
	特定フロン使用機器の適正廃棄	フロン回収の徹底
その他	京都メカニズムの活用	京都メカニズムに基づく CO ₂ 削減量 ○○ t／年（2008～2012 年）

⑥公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画

公害防止対策、地球温暖化対策に係る計画を策定する場合と同様、まず、各事業所の事業活動による環境負荷の実態を可能な限り把握する必要があります。

環境保全活動の目標を達成するため、講ずる具体的な活動計画の詳細を、年度毎に設定してください。設定の際は、目標の達成進捗状況を毎年度確認の後、前年度計画の詳細を見直して設定してください。目標達成期間別に設定することが適切な場合は、短期、長期等、期間別の計画を策定してください。

取り組みの分野毎に「事務事業に係る活動」、「製造及び物流に係る活動」および「設備等の整備に係る活動」等に分けて計画を策定しても構いません。

【記載例】

公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画

(目標達成年次 2030 年度中)

	分 野	項 目	目 標
1	再生可能エネルギー導入の推進	グリーン電力の購入	電力購入量の 50%
		太陽光発電設備の設置・稼働	購入電力量を○年度までに、○kWh 削減する
2	自動車対策	クリーンエネルギー自動車の導入（電気自動車・燃料電池自動車等）	買換時全車転換（今年度○台買替予定）
		マイカー通勤の抑制	原則全廃
		社有車の削減	5 台削減
		積載量の適正化	全車両
		エコドライブ・アイドリングストップの推進	徹底
		（取引企業間における）グリーン配送の実施	
3	プラスチックに係る資源循環等の推進	プラ製品の設計を環境配慮型（紙・生分解性素材・バイオマス素材・リサイクル素材など環境負荷の低減につながる素材）に転換	2013 年比○%転換
		使い捨てプラ（プラスチック容器包装など）をリデュース	2013 年比○%削減
		排出されるプラを回収・リユース・リサイクル	プラスチック包装を 2013 年比○%リユース
4	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	分別回収	徹底
		コピー用紙の使用削減	2013 年比○%減
		ミスコピー用紙の再利用	徹底
		廃棄物発生量の削減	2013 年比○%減
5	事業所等での再生製品等の使用	グリーン購入の実施	100%
		再生紙の使用促進	100%
		プリンタトナーカートリッジの再生利用	100%
		充電電池等の利用	100%
6	環境負荷の少ない資源、材料、燃料の選択	廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	全廃
		処分可能部分の塩素化合物の削減 分解工程の効率化	30%向上
7	環境管理システムの充実	ISO14001 の取得	全事業所
		内部監査の実施	2 回/年
8	脱炭素経営の推進	SBT（科学的な排出削減の中長期目標）認定を取得	全事業所
9	事業所等での節水	節水	2013 年比○%減

10	環境に配慮した施設整備	緑地の整備	500 m ²
		ビオトープの整備	1 事業所に 1 つ
		光害の抑制	夜間照明の抑制
11	従業員教育	環境保全に関する社員研修	20 人/年
		社内報での啓発	隔月刊
12	地域社会への参画	事業所周辺の清掃活動	月 1 回実施を継続
		地域の環境保全活動への社員派遣	6 人/月
		地域住民への施設見学の実施	1 回/年

2-3 環境保全報告書の作成手順

(1) 環境保全報告書の構成例

環境保全報告書の構成について下記に例示します。なお、公害防止対策を計画していない事業所については、「公害防止対策に係る報告」の必要はありません。

○環境保全報告書の構成例

1. 当該年度の重点取組目標・計画の実施状況（その目標や計画がある場合）
2. 公害防止対策
 - (1) 調査・測定結果
 - (2) 管理目標値等、計画達成状況及びその評価、説明等
 - (3) 目標達成に向けて講じた措置・対策内容
3. 地球温暖化対策
 - (1) 当該年度の電気・燃料等の使用量
 - (2) 二酸化炭素排出量及びその他温室効果ガスの排出量
 - (3) 管理目標値等、計画の達成状況及びその評価、説明等
 - (4) 目標達成に向けて講じた措置・対策内容
4. 公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る報告
 - (1) 管理目標値等、計画の達成状況及びその評価、説明等
 - (2) 目標達成に向けて講じた措置・対策内容

①当該年度の重点取組目標・計画の実施状況

当該年度において重点取組目標や計画を策定している場合、その目標や計画の実施状況（取組実績）を記載してください。

記載に当たっては、可能な限り図表やグラフを用いて、見やすく工夫してください。

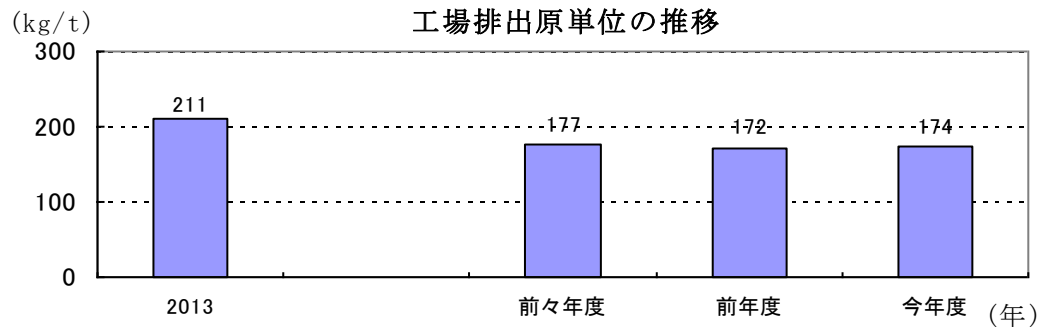
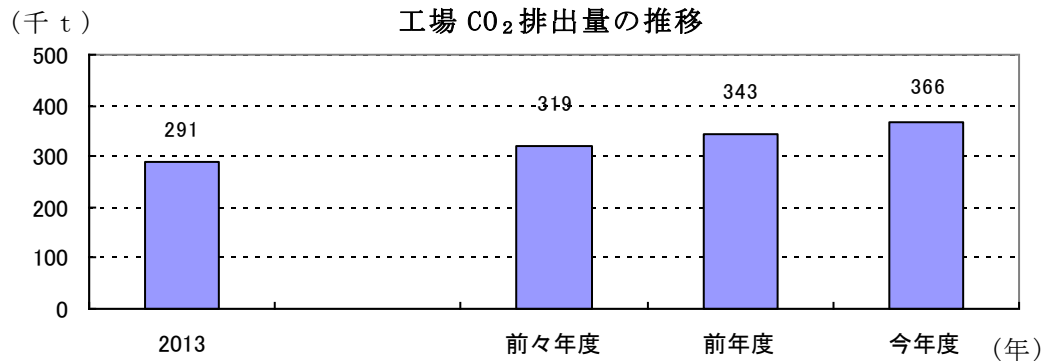
【記載例】

ア. 地球温暖化対策【温室効果ガスの抑制】

CO₂について、燃料、電力の省エネルギー、燃料代替（CO₂発生量の少ない燃料使用）などを通じて、排出量の削減、排出原単位の低減に努めています。当社では、CO₂排出量を『2030年に2013年比60%削減』を目標に取り組んでおり、今年度の実績では、下表に示すとおり、製品需要の増加による生産量の増加により、2013年比で増加しています。目標が達成できるように新たな工夫を行っていきます。

工場CO₂排出状況

項目		2013年 (基準年)	前々年度	前年度	今年度
製造量	(千t)	1,377	1,799	1,993	2,100
工場 CO ₂ 排出量	ボイラー (千t)	131	165	183	199
	廃棄物焼却 (千t)	59	43	35	37
	廃水处理 (千t)	25	34	37	37
	電力購入 (千t)	76	77	88	93
	合計 (千t)	291	319	343	366
工場排出原単位(kg/t)		211	177	172	174



イ. 省エネルギーの推進

燃料、電力、用水について、総量削減を実施していますが、各年度において総排出量の削減には至ってはいません。しかしながら、前々年度までは原単位の削減を実現してきており、今後は原単位の削減とあわせて総量削減を実現できるよう努力します。

低減の具体的な推進方法としては、「コージェネレーション」によるエネルギー効率の良い設備の導入を積極的に推進いたします。

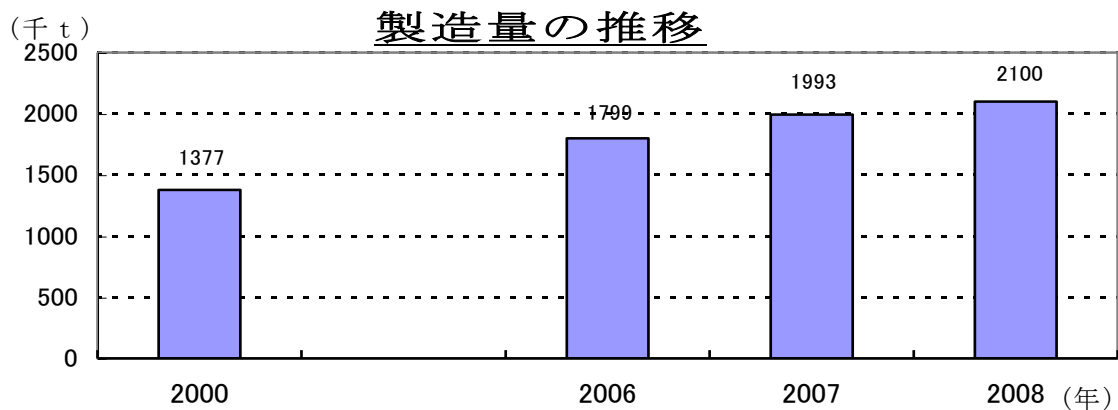
また、A 工場に導入している「太陽光発電」について、稼動状況を追跡調査した上で、他工場への導入を検討します。

こうした省エネルギーへの積極的な取り組みを通じて、当社ではエネルギーの使用量及び原単位を 2030 年には 2013 年比約 60% の削減を目標に取り組みます。

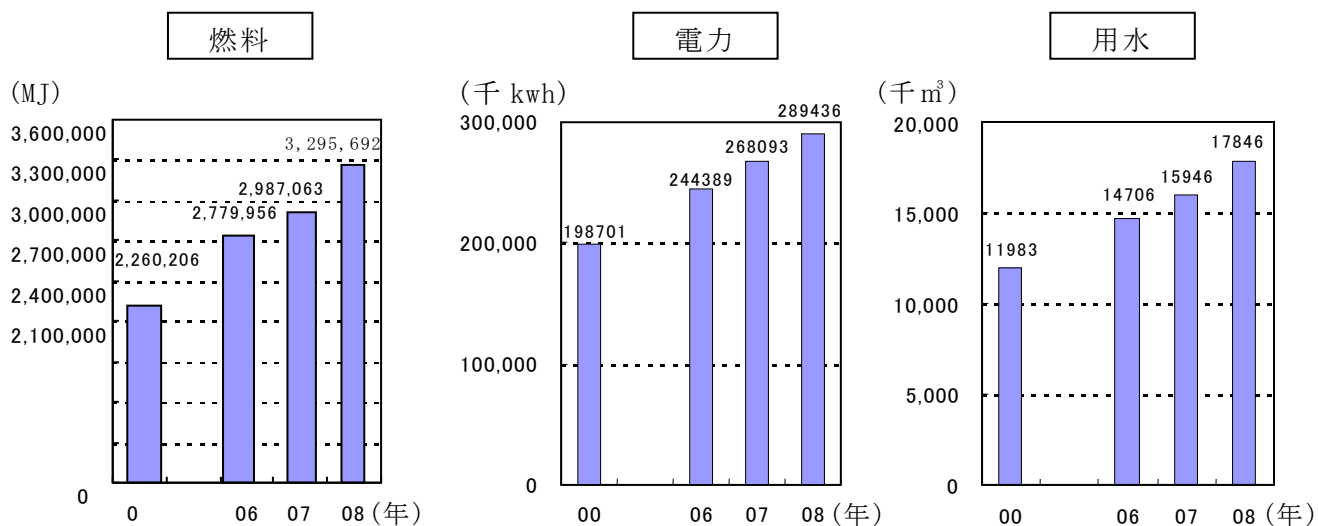
● エネルギー使用量・原単位

項目		2013 年 (基準年)	前々年度	前年度	今年度
製造量	(千 t)	1,377	1,799	1,993	2,100
燃 料	総量 (MJ)	2,260,206	2,779,956	2,987,063	3,295,692
	原単位 (MJ/t)	139.3	131.4	127.3	133.5
電 力	総量 (千 kWh)	198,701	244,389	268,093	289,436
	原単位 (kWh/t)	122.7	115.4	114.3	117.2
用 水	総量 (千 m ³)	11,983	14,706	15,946	17,846
	原単位 (m ³ /t)	7.4	7.0	6.8	7.2

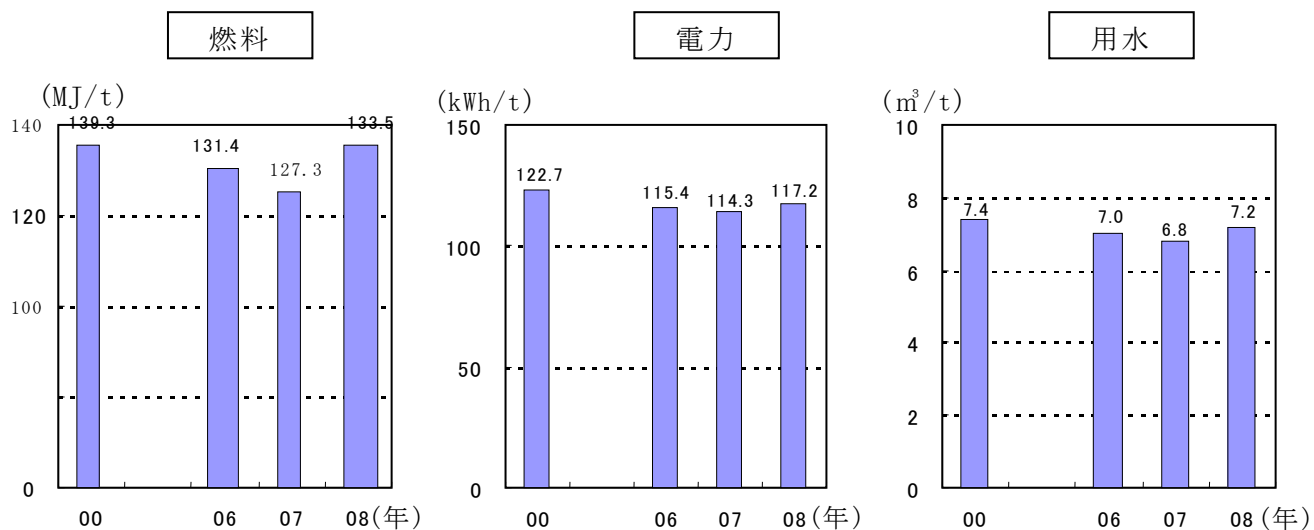
エネルギー使用量及び原単位の推移



使用量の推移



原単位の推移



②公害防止対策に係る報告

公害防止対策としての目標達成状況と目標達成のために当該年度に講じた措置・対策を「ア. 調査・測定結果」「イ. 計画達成状況及びその評価、説明」、「ウ. 目標達成のために講じた措置・対策内容」に分けて具体的に記載してください。まとめて一覧表等にしても構いません。

調査・測定結果は、実施日時、実施箇所、実施方法、対象施設の使用状況等が明らかになるように記録してください。また、測定日時と測定結果が対応して分かる詳細な個別の測定データをできるだけ添付してください。これらの記録は環境保全報告書にとりまとめて市に報告した後、3年間保管してください。

上記の調査・測定の結果、目標値を達成できていないことが判明した場合、事前準備として整備した環境管理体制に定められている管理規定や手順に従って、適切な改善措置を講じてください。さらに、同調査・測定の結果、法令基準値に適合していない場合、事業者は神戸市環境局にすぐに報告するとともに法令基準に適合するよう直ちに措置を講じてください。なお、この報告及び事業者の調査・測定の結果をもって、事業者が直ちに法的な命令・罰則を適用されることはありません。

【記載例】

ア. 目標達成状況と目標達成のために講じた措置・対策

目 標 項 目		目標達成状況	目標達成のために講じた措置・対策
大気汚染防止対策	ばい煙(硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等)、有害大気汚染物質の年間総排出量の把握と排出量削減	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物の年間排出量を把握。有害大気汚染物質は把握できず。 ばいじん、窒素酸化物は前年度排出量より削減できた。 (年間排出量は別途報告)	◆良質燃料に転換
	ばい煙の排出規制の遵守	排出にかかる目標値を全ての測定結果が満たしていた。 (測定結果は別途報告)	◆排ガス処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、「排出ガス中のばい煙濃度等測定計画」により、目標値の遵守状況を確認した。
(公共用水域に排出する場合)			
水質汚濁防止対策	排出水の水質管理及び汚濁負荷の総量管理	排出にかかる目標値を全ての測定結果が満たしていた。 (測定結果は別途報告)	◆排水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、「排出水の汚濁状態測定計画」及び「排出水の汚濁負荷量の測定計画」に基づき目標値の遵守状況を確認した。 ◆高度排水処理施設を導入 (2022年度下半期)

水質汚濁防止対策	(有害物質を使用している場合)		
	地下水汚染の未然防止	事業所で使用している有害物質(ジクロロメタン等)による地下水汚染は認められなかった。	◆有害物質等の地下浸透により、地下水汚染を生じることのないよう施設の維持管理を行った。 ◆年2回、工場内敷地の3箇所において地下水の有害物質(ジクロロメタン等)についてモニタリングを行った。
土壌汚染防止対策	(特定有害物質を使用している場合)		
	土壌汚染の未然防止	事業所で使用している有害物質(ジクロロメタン等)による土壌汚染は認められなかった。	◆特定有害物質等の地下浸透により、土壌汚染を生じることのないよう施設の維持管理を行った。 ◆年2回、工場内敷地の3箇所において土壌中の特定有害物質(ジクロロメタン等)についてモニタリングを行った。

イ. 2022年度 排水水の汚濁状態測定結果

排水口名　　：　排水口 1										
項　　　目			管理目標値	測　定　値		全測定回数	目標した測定回数	目標値達成判定	法令基準達成判定	
				最大 (pHのみ 最小～最大)	平均					
法令排水基準設定項目 (有害物質項目)	1	カドミウム及びその化合物		0.1 (カドミウム換算)	N D	N D	2	0	○	○
	2	シアン化合物		1 (シアン換算)	N D	N D	2	0	○	○
	3	鉛及びその化合物		0.1 (鉛換算)	N D	N D	2	0	○	○
	4	六価クロム化合物		0.5 (六価クロム換算)	N D	N D	2	0	○	○
	5	テトラクロロエチレン		0.1	N D	N D	12	0	○	○
	6	ジクロロメタン		0.2	N D	N D	12	0	○	○
	*	*****		***	**	**	*	*	*	*
法令排水基準設定項目 (生活環境項目)	11	水素イオン濃度 (pH)		5.8～9.0	5.9 ～ 8.3	7.1	300	0	○	○
	12	化学的 酸素要求量 (COD)	(最大)	16	25	10	300	1	×	○
			(日間平均)	12	10	5	12	0	○	○
	13	浮遊物質量 (SS)	(最大)	200	120	56	24	0	○	○
			(日間平均)	150	8	15	12	0	○	○
	17	窒素含有量	(最大)	100	30	15	300	0	○	○
			(日間平均)	30	15	10	12	0	○	○
	18	燐含有量	(最大)	10	5	3	300	0	○	○
(日間平均)			5	4	2	12	0	○	○	
法令未規制項目	19	クロロホルム		0.06	0.02	N D	24	0	○	○
	20	トルエン		0.6	0.8	N D	24	1	×	×
	*	*****		***	**	**	*	*	*	*

単位は pHを除き、mg/ℓ ND: 定量下限値以下

○ 達成 × 未達成

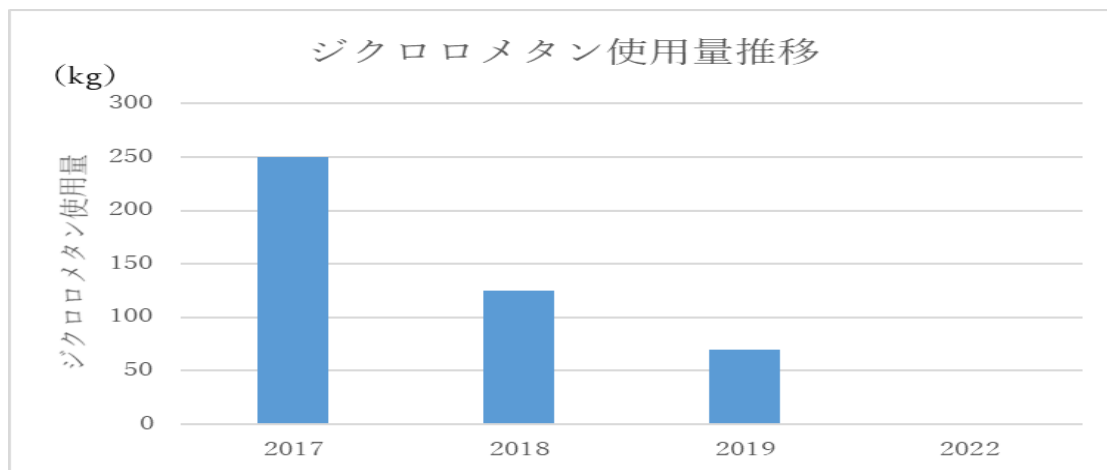
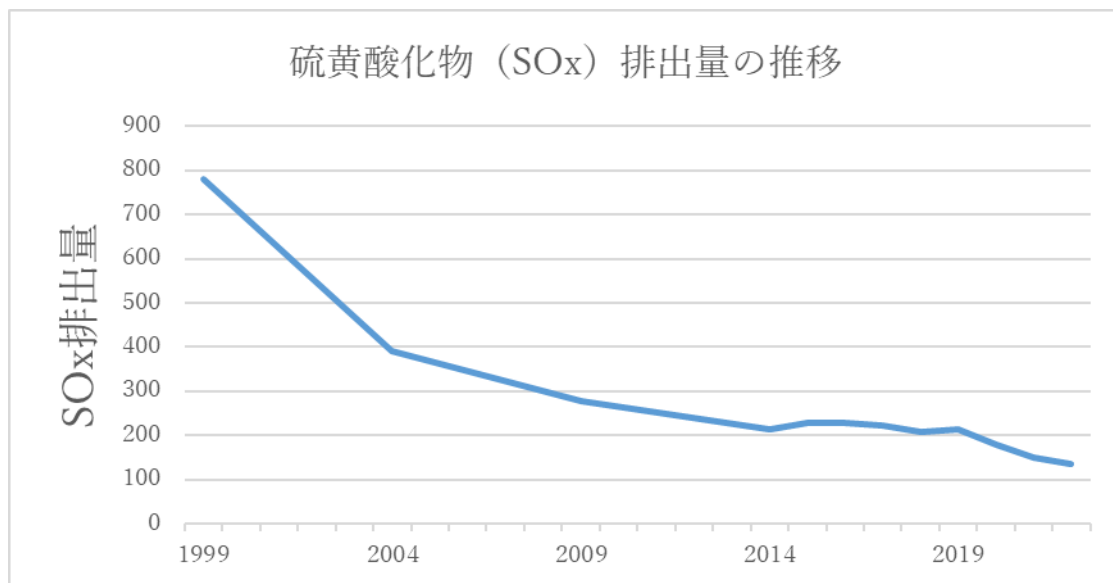
【留意事項】

排水口毎(測定地点毎)に作成してください。

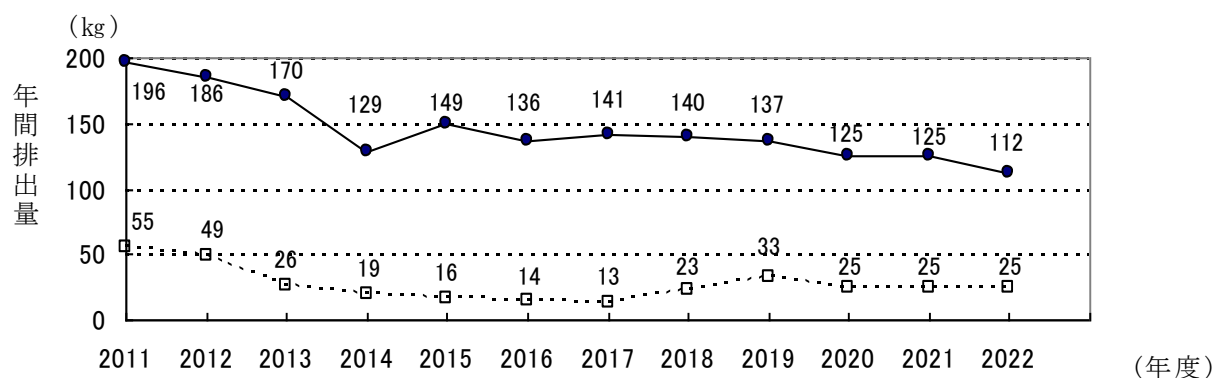
測定日時と測定結果が対応してわかる詳細な個別測定データを添付してください。

【記載例】

公害防止対策における事業所全体での年間総排出量（使用量）の把握結果



排水に含まれる窒素、リン排出量の推移



③地球温暖化対策に係る報告

「ア．当該年度の電気・燃料等の使用量」、「イ．二酸化炭素排出量及びその他温室効果ガスの排出量」、「ウ．重点取り組み目標、管理目標値等、計画の達成状況及びその評価、説明等」、「エ．目標達成に向けて講じた措置・対策内容」に分けて報告書を策定し

てください。なお、「ア．当該年度の電気・燃料等の使用量」と「イ．二酸化炭素排出量及びその他温室効果ガスの排出量」、「ウ．重点取り組み目標、管理目標値等、計画の達成状況及びその評価、説明等」と「エ．目標達成に向けて講じた措置・対策内容」をまとめて一覧表等にしても構いません。

目標値を達成できていないことが判明した場合、事前準備として整備した環境管理体制に定められている管理規定や手順に従って、適切な改善措置を講じてください。

【記載例】

ア．今年度における電気・燃料等の使用量、温室効果ガス排出量

活動の区分	燃料・焼却物等の種類	使用量等	単位	単位発熱量(MJ)	排出係数	排出量	温暖化係数	合計(CO ₂ 換算)
					kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂	CO ₂	
燃料	原料炭		kg	28.9	0.0867		1	
	一般炭		kg	26.6	0.0906		1	
	A重油	2,250,000	ℓ	39.1	0.0693	6,096,668	1	
	B重油		ℓ	40.4	0.0705		1	
	C重油		ℓ	41.7	0.0716		1	
	LPG		kg	50.2	0.0598		1	
	都市ガス		Nm ³	45.0	0.0513		1	
	その他(廃棄物等)		kg	42.3	0.0762		1	
電気事業者から供給された電気	一般電気事業者	9,700,000	kWh		0.358	3,580,000	1	
熱供給事業者から供給された熱			MJ		0.0670		1	
合計						9,676,668		

イ. 当該年度の計画達成状況

温室効果ガス	削減目標		排出量		削減率（％）	
	今年度	2030 年度	基準年度 (2013 年度)	今年度	今年度	2030 年度
二酸化炭素	9,676,668	9,400,000	10,000,000	9,676,668	3.2	6
メタン						
一酸化二窒素						
HFC						
PFC						
六フッ化硫黄						
合計						

ウ. 目標達成のために講じた措置・対策の達成状況

	分野	項目	細目	目標	実施状況
1	事業所等での節電・燃料使用量の削減	節電	不要な照明の消灯	徹底	実施率 90%
			省電力電灯へ切替	交換時順次切替	電灯 200 個更新
		燃料使用量の削減	冷暖房の適正化	夏季:28℃ 冬季:18℃	実施率 100%
2	環境負荷の少ない燃料の選択	良質燃料への転換	—	LPG, LNG, 灯油への極力切替	次期ボイラーに LNG を検討
3	特定フロン等使用量の削減	代替物質への転換	—	メンテナンス時 随時	冷凍装置 1 台を転換
		設備更新時に特定フロン非使用設備を導入	—	新規導入時	設備更新なし
		特定フロン等使用機器廃棄時の適正処理	—	廃棄時	冷凍装置 1 台を適正処理後廃棄

④公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る報告

目標達成状況と目標達成のために講じた措置・対策内容がわかる様式であればどの様式でもかまいません。原則として、年度ごとに実施状況を報告していただきますが、複数年次の目標達成期間の計画で、達成期間が終了していない事項については、途中経過として報告してください。

【記載例】

今年度の環境保全活動に係る具体的実施内容

	分野	項目	細目	目標	実施状況
1	再生可能エネルギー導入の推進	グリーン電力の購入		電力購入量の50%	電力購入量の50%
		太陽光発電設備の設置・稼働		購入電力量を2030年度までに、1,000kWh削減する	購入電力量のうち500kWh削減できた
2	自動車対策	クリーンエネルギー自動車の導入（電気自動車・燃料電池自動車等）		車両買替時（今年度1台）	1台転換
		マイカー通勤の抑制		原則全廃	啓発パンフレットの作成
		社有車の削減		3台削減	2台削減
		積載量の適正化	啓発ステッカーの配布	全車両及び搬入車両	啓発ステッカーを作成
		エコドライブ・アイドリングストップの推進	啓発ステッカーの配布	全車両及び搬入車両	啓発ステッカーを作成
		（取引企業間における）グリーン配送の実施	搬入搬出車両	取引企業に協力要請	5社実施
3	プラスチックに係る資源循環等の推進	プラ製品の設計を環境配慮型（紙・生分解性素材・バイオマス素材・リサイクル素材など環境負荷の低減につながる素材）に転換		2013年比30%転換	10%転換
		使い捨てプラ（プラスチック容器包装など）をリデュース		2013年比30%削減	10%削減
		排出されるプラを回収・リユース・リサイクル		プラスチック包装を2013年比55%リユース	10%リユース

4	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	分別回収	紙類の専用収集ボックスの設置	全職場に設置	実施率 100%
		コピー用紙の使用削減	両面コピーの徹底	比率 50%以上	比率 60%以上
			ミスコピー用紙の再利用	徹底	概ね実施
		廃棄物発生量の削減	ペーパーレス化の推進	紙使用量を 20%削減	20%削減
			生ごみのコンポスト処理	社員食堂にコンポスト装置を導入	社員食堂にコンポスト装置を試験導入
			納入業者への梱包削減依頼	全納入業者に依頼	社長名にて協力要請
5	事業所等での再生製品等の使用	グリーン購入の実施	文房具	100%	筆記用具及び用紙類全種
			機械器具・備品	新規購入時切替	プリンタ 1 台更新
			サービス	可能な限り	実績なし
		充電池等の利用		100%	100%
		再生紙の使用促進	コピー用紙、パンフレット等の再生紙利用	100%	実施率 100%
6	環境負荷の少ない資源、材料、燃料の選択	廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	処分可能部分の塩素化合物の削減	全廃	実施率 100%
			分解工程の効率化	30% 向上	30% 向上
7	環境管理システムの充実	ISO14001 の取得		全事業所（5 事業所）	2 事業所取得
		内部監査の実施		2 回/年	2 回/年
8	脱炭素経営の推進	S B T (科学的な排出削減の中長期目標) 認定を取得		全事業所（5 事業所）	2 事業所取得
9	事業所等での節水	節水		2013 年比 20% 減	2013 年比 20% 減
10	環境に配慮した施設整備	緑地の整備	壁面緑化	500 m ²	500 m ²
11	従業員教育	環境保全に関する社員研修		20 人/年	4 回開催 (参加人数: 延べ 100 人)
		社内報での啓発		隔月刊	記事掲載 5 回
12	地域社会への参画	事業所周辺の清掃活動		月 1 回実施を継続	月 1 回実施 (参加人数: 延べ 200 人)
		地域の環境保全活動への社員派遣	須磨海岸クリーンアップ作戦	6 人/月	月 1 回実施 (参加人数: 延べ 100 人)
		地域住民への施設見学の実施		1 回/年	1 回/年

2－4 報告の方法

環境保全協定にかかる覚書により規定されている下記の事項について、指針の記載例に準じた報告様式により、事業所の環境管理責任者の役職者から神戸市環境局長宛に報告してください。提出は原則として電子メールによるものとします。

①環境保全計画書

前年度以前の計画実施状況等を考慮のうえ、原則として毎年度新たに計画を策定し、当該年度の**6月末**までに報告してください。なお、1年間を超える長期計画をする場合でも、年度毎に該当部分の計画を報告してください。

②環境保全報告書

各年度の環境保全計画ごとに対応する実施状況報告を毎年度作成し、当該年度の翌年度の**6月末**までに報告してください。なお、1年間を超える長期計画の実施状況については、計画期間終了年度の報告の他、年度毎に進捗状況を報告してください。

③環境保全計画を見直した場合、その内容

環境保全に関する組織の現況を含め、環境保全計画を年度途中で見直した場合には、変更後、市と協議の上、速やかに変更部分が分かる様式により報告してください。

④事業場等の名称、所在地等が変更になった場合、その内容

事業場の名称や所在地等が変更になった場合、その内容を覚書第6条に定める**様式1**により、変更後速やかに報告してください。

(注) 事業者の事業計画等の期間が、年度ではなく暦年である場合には、暦年単位の環境保全計画を策定して構いません。

(様式 1)

環境保全協定締結者等変更届

神戸市長 あて

環境保全協定の締結事項について、下記のとおり変更がありましたので届出いたします。

年 月 日

届出者 住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

担当者 所属 氏名

電話

変 更 部 分		☐ 協定締結者の変更 ☐ 協定締結事業場等の名称の変更 ☐ 協定締結事業場等の所在地の変更 ☐ その他（ ）
変更内容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		
備 考		

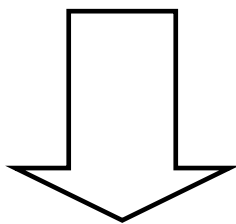
環境保全協定に関するご担当者情報の連絡票

(本紙は、担当者指名等に変更があった場合に、変更後の内容をご記入のうえお送りください。)

ご記入日	
協定締結者の法人名	
ご記入者名	

環境保全協定のご担当者の情報 (変更後)

1	ご担当者 部署名	
2	ご担当者 役職名	
3	ご担当者 氏名	
4	電話番号	
5	FAX 番号	
6	E-mail アドレス	



返信先・問い合わせ先

〒651-0086

神戸市中央区磯上通 7-1-5

神戸市環境局脱炭素推進課

TEL : 078-595-6213

FAX : 078-595-6252

E-Mail : eco_office@city.kobe.lg.jp